

行政法Ⅱ

科目ナンバリング PUL-206

選択必修 2単位

吉田 貴明

1. 授業の概要(ねらい)

行政の役割はきわめて広範です。そこで、行政法の学習にあたっては、①行政はどのような組織によって行われるのか(行政組織法)、②行政は私たちとの間にどのような法関係をもたらすのか(行政作用法)、③行政によって私たちの権利利益が侵害されたときはどうするのか(行政救済法)、という3つの類型に分けて理解していくことが重要です。

この科目では、前記③を取り上げることとします。すなわち、行政の活動に基づいて形成された、または将来形成されうる法律関係に不服がある場合において、これに関連する者の権利救済を図る手段を学習します。行政法Ⅰで取り扱う行政法総論(行政作用法・行政組織法)とは異なり、通則法上の諸制度を中心に検討していきます。

2. 授業の到達目標

この科目では、以下の2点を目標とします。

- ①行政救済法の基本的なしくみを説明できるようになること。
- ②現実に生じた行政上の課題について、判例・学説の考え方に基いて考察できるようになること。

3. 成績評価の方法および基準

小テストおよび期末レポートにより評価します。

4. 教科書・参考文献

教科書

曾和俊文ほか 『現代行政法入門(第4版)』 (有斐閣)

参考文献

宇賀克也ほか編 『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ(第7版)』 (有斐閣)

大橋真由美ほか 『行政法判例50!』 (有斐閣)

宇賀克也 『行政法概説Ⅱ行政救済法(第6版)』 (有斐閣)

大橋洋一 『社会とつながる行政法入門』 (有斐閣)

5. 準備学修の内容

この授業では、テキストに従って講義を進めていきます。そのため、テキストを用いて予習・復習を行ってください。

予習:テキストの指定範囲をあらかじめ読み進め、わからない用語等があれば参考文献で確認しておいてください。

復習:理解が十分でない点を中心に、講義において取り扱った箇所をテキスト・ノートや参考文献等により見直してください。

6. その他履修上の注意事項

- ①「行政法Ⅰ」を履修したことを前提に講義を行います。
- ②行政救済法の学修に際して、不法行為法や民事訴訟法等他の法律科目に係る理解が求められる項目があるため、これらの科目を事前に、または、並行して履修することが望ましいでしょう。
- ③実定法を確認する機会が多々あります。コンパクトサイズの六法を持参するなど、適宜条文を参照できるような態勢を整えてから授業に臨んでください。

7. 授業内容

- 【第1回】 イントロダクション:行政法Ⅰふりかえり
- 【第2回】 取消訴訟の対象
- 【第3回】 取消訴訟の原告適格と訴えの利益
- 【第4回】 取消訴訟のプロセス
- 【第5回】 取消訴訟以外の抗告訴訟1:無効等確認訴訟,不作為の違法確認訴訟,差止訴訟
- 【第6回】 取消訴訟以外の抗告訴訟2:義務付け訴訟,法定外抗告訴訟
- 【第7回】 抗告訴訟以外の行政訴訟1:当事者訴訟,民衆訴訟
- 【第8回】 抗告訴訟以外の行政訴訟2:機関訴訟
- 【第9回】 行政上の不服申立制度1:審査請求
- 【第10回】 行政上の不服申立制度2:再調査の請求
- 【第11回】 公権力の行使に関する賠償1:概要
- 【第12回】 公権力の行使に関する賠償2:過失と違法
- 【第13回】 営造物の瑕疵に関する賠償
- 【第14回】 損失補償
- 【第15回】 総括:行政救済法